

静岡県内における道路のサービスレベル向上に向けた検討会

規約（案）

第1条（名 称）

本会は、「静岡県内における道路のサービスレベル向上に向けた検討会」と称する。
（以下「本会議」という。）

第2条（目 的）

本会議は、静岡県内における道路のサービスレベルの向上のため、ビッグデータ等の活用により、サービス水準に照らした交通課題の把握、交通課題の発生メカニズムの分析およびサービスレベル達成のための対策の方向性の検討を行うことを目的とする。

第3条（検討事項）

本会議は、第2条の目的を達成するために、次の事項について検討等を行う。

- （1）サービス水準に照らした交通課題の把握
- （2）交通課題の発生メカニズムの分析
- （3）サービスレベル達成のための対策の方向性の検討
- （4）その他必要な事項

第4条（構 成）

本会議の委員は別紙の委員で構成する。

委員の追加・変更は、本会議の承認を得るものとする。

第5条（委員の任期）

委員の任期は、所掌事項が完了するまでとする。

第6条（座 長）

本会議の座長は、本会議委員の中から互選により充てる。

1. 座長は、本会議の会務を総括する。
2. 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員が、その職務を代理する。
3. 座長は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

第7条（本会議の運営）

本会議は、座長の発議に基づいて開催する。

1. 座長は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

第8条（守秘義務）

委員は個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職務を退いた後も同様とする。

第9条（事務局）

事務局は、取組を行う地域を管轄する国道事務所の計画課に置くものとする。

第10条（その他）

この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

〈附 則〉

1. この規約は令和●●年●●月●●日から施行する。

<名簿>

所 属		氏 名	役 職
委 員	静岡県立大学	岸 昭雄	教授
委 員	静岡理工科大学	鈴木 一史	准教授
事務局			
中部地域	中部地方整備局 静岡国道事務所 計画課		
西部地域	中部地方整備局 浜松河川国道事務所 計画課		
東部地域	中部地方整備局 沼津河川国道事務所 計画課		